

茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、若年者の茨城県（以下「県」という。）への就職を促進し、県内定着を図るため、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 この要綱は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金（以下「県補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(中小企業等)

第3条 この要綱において、「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）及びその他の法人であって、別表1に掲げる者とする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する中小企業者は含まない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の全てを第1号から第3号に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) 第1号から第3号の中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(奨学金)

第4条 この要綱において、「奨学金」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療・福祉などの特定分野、企業等の人材確保や地域への定着を目的とするもので、当該分野、企業等で一定期間業務に従事した場合に返還を免除されるものを除く。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 地方公共団体、大学、民間企業・団体等が貸与する奨学金
- (3) その他知事が特に必要と認めるもの

(補助対象企業)

第5条 県補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象企業」という。）は、以下の各号

に掲げる要件をいずれも満たす中小企業等とする。

- (1) 県内に本社又は主たる事務所を有すること。
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令を遵守していること。
- (3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をした者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う者でないこと。
- (5) 国、県又は市町村が出資による権利を有する者でないこと。
- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (8) 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等、県補助金の交付が適当でないと認められる者でないこと。

（支援対象者）

第 6 条 支援対象者は、以下の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 県補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において、補助対象企業に正社員（雇用期間の定めのない者）として勤務し、補助対象期間後も補助対象企業に継続して勤務が見込まれること。
- (2) 補助対象企業に採用された日（雇用期間の定めのある従業員であった者が、正社員として登用された場合は、その登用の日。以下同じ。）が令和 8 年 4 月 1 日以降であること。
- (3) 申請日において、貸与された奨学金を支援対象者本人が返還中又は返還予定であること。
- (4) 補助対象企業が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人等を含む。）である場合においては、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。
- (5) 申請日において、他の地方公共団体等が実施する奨学金返還支援を受けていない又は受ける予定がないこと。

（補助金の対象となる事業）

第 7 条 県補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象企業が就業規則又は賃金規程などに基づき、支援対象者に対し、奨学金返還支援のために行う給付又は代理返還とする。

(補助対象期間)

第8条 支援対象者が補助対象企業に採用された日の属する月（当該月に返還猶予期間が経過していない場合は、返還猶予期間経過後の初回返還日の属する月）を1か月目とし、36か月目となる月までを補助対象期間とする。

(補助額)

第9条 支援対象者1人当たりの県補助金の額は、次の各号により算定された額とする。

- (1) 別表2の第1欄に定める対象経費の実支出額に、第2欄に定める補助率を乗じた金額を算出する。
 - (2) 前号により算出した額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を県補助金の額とする。
- 2 各会計年度において、補助対象企業が県補助金の交付を申請できる支援対象者の人数の上限は、別表3のとおりとする。

(補助金の申請等)

第10条 県補助金の交付を申請しようとする補助対象企業は、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会計年度ごとに知事が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び返還計画が分かる書類の写し
- (4) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給又は代理返還の根拠が分かる書類
- (5) 事業計画書（別紙1）及び誓約書（別紙2）
- (6) 補助金の支払いを受ける振込先口座の確認書（別紙3）
- (7) 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第11条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により県補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して県補助金の交付を決定できるものとする。
- 3 知事は、前2項の規定により県補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 県補助金の交付を申請した補助対象企業は、前条第 3 項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金交付申請取下届出書(様式第 4 号)を提出し、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第 13 条 県補助金の交付の決定を受けた補助対象企業(以下「交付決定企業」という。)は、事業の内容を変更しようとするときは、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金変更承認申請書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更(補助金の交付決定額の 20%を超えない減額をいう。)については、この限りではない。

2 交付決定企業は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前 2 項の申請に対し、申請事項を承認したときは、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第 7 号)又は茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金変更交付決定通知書(様式第 8 号)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

4 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、補助事業の変更により支援対象者が追加又は変更された場合について準用する。ただし、第 6 条第 1 号から第 5 号中「申請日」とあるのは、「変更承認申請の日」と読み替えるものとする。

(補助事業の実績報告)

第 14 条 交付決定企業は、補助事業が完了したときは、会計年度ごとに知事が別に定める日までに、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第 9 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 給与明細書又は賃金台帳など支援対象者に給付した手当等又は代理返還した額の月ごとの実績が分かる書類の写し
- (2) 支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類
- (3) 事業報告書(別紙 4)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 15 条 知事は、交付決定企業から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨城県企業支援型奨学金返還支援補助金額の確定通知書(様式第 10 号)により当該交付決定企業に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 16 条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき県補助金の額を確定した後、交付決定企業に対して精算払いを行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、交付決定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- (3) 県補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該交付決定企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に県補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命じるものとする。

(補助金の経理)

第 19 条 交付決定企業は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 20 条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、交付決定企業に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補 則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

業種・組織形態	補助対象者
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
③サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
④小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
⑤医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 100 人以下の者
⑥社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であり、かつ、上記①～④の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑦財団法人（一般・公益）	上記の①～④の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑧組合、連合会	中小企業経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号に規定される組合及び連合会
⑨特定非営利活動法人	上記の①～④の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表 2

1 対象経費	2 補助率	3 基準額
申請日の属する年の 1 月 1 日（申請日の属する年が令和 8 年である場合は 4 月 1 日）から 12 月 31 日までの間に、支援対象者に対して行った金銭支給又は代理返還の額	2 分の 1	60 千円

別表 3

茨城県働き方改革優良（推進）認定企業 茨城県障害者雇用優良企業 茨城県外国人受入優良（先進）企業	左の欄に掲げる企業以外の 補助対象企業
1 会計年度あたり 5 人	1 会計年度あたり 3 人

※上限人数には、申請日の属する会計年度の前年度以前に交付決定を受けた支援対象者の人数は含めない。